

十八、第4条第3項(第4条第1項各号の判断時期)

第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

1. 第4条第1項各号の判断時期について

- (1) 第4条第1項第1号から第7号、第9号、第11号、第12号、第14号、第16号又は第18号に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。
- (2) 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならない。

2. 国際商標登録出願等における「商標登録出願の時」について

国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当するか否かの判断時期となる「商標登録出願の時」とは、以下のとおりとする。

出 願	判 断 時 期
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある</p>
第68条の32に規定する商標登録出願(セントラルアタック後の国内出願)又は第68条の33に規定する商標登録出願(議定書廃棄後の商標登録出願)	国際登録の日又は事後指定の日